

## 【資料 2】

# 都市計画マスタープラン のイメージ

## 石狩市都市計画マスタープラン

### 【計画改定の背景・目的・考え方】

本市では、平成4年の都市計画法改正により、地域の実情と住民の意向を反映した「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の策定が義務付けられたことを踏まえ、平成13年に、本市における都市計画の基本方針となる『石狩市都市マスタープラン』を策定しました。

当計画はこれまで、社会情勢の変化などに応じ、部分見直し等を3回行っていますが、計画期間である20年が経過しようとしているとともに、近年、まちづくりにおいて住宅地や都市機能の「コンパクト化」や、交通の「ネットワーク化」が強く求められようになったことを鑑み、これらの考え方を取り入れるため、計画を改定することとしました。

なお、平成13年の計画策定の際には、市民の方々の多くの声を反映させるため、ワークショップの手法により延べ人数で約900名もの市民の方々に参加いただいたことから、改定に係る考え方については、これら多くの市民の想いを引き継ぐことを基本としています。このことから、今回の改定では、ワークショップの手法は選択せず、市民説明会の開催を経た上で改定作業を取り進めています。

特に改定作業を進めるにあたっては、当計画が都市計画における「まちの未来図」を示すものであることから、本市の将来を担う発展軸を計画に取り入れた上で必要な施策も検討しているところです。例えば、近年、石狩湾新港地域では、風力発電や太陽光発電などの再生可能エネルギー発電設備の整備拡大が目覚ましく、その立地適性を活かし電力需要の100%を再生可能エネルギーで供給できる拠点形成が進められているなど、当地域が、生産物流のみならず、再生可能エネルギーや情報技術の拠点として本市の発展に大きく寄与する、将来を担う発展軸に成り得るものの一つであると考えています。

また、当計画は、まちづくりの指針となるものであることから、都市計画に関する基本的な方針ではあるものの、都市計画区域外である厚田区、浜益区についても計画の対象区域としています。

## 土地利用の方針



図は現在の計画です。これを見直していきます。

2

3

## 総合交通体系の方針



図は現在の計画です。これを見直していきます。

3

4

## 緑地の保全・創出の方針

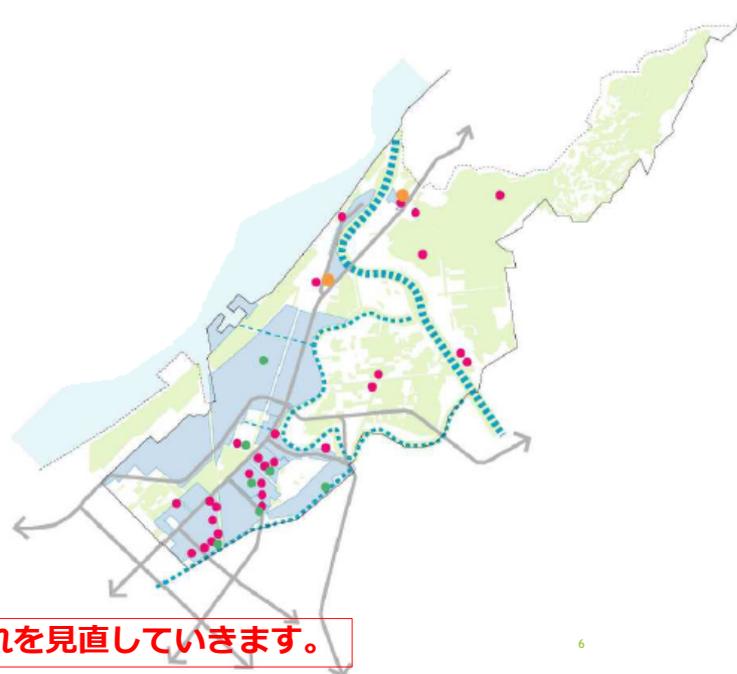


図は現在の計画です。これを見直していきます。

4

5

## 都市防災の方針



図は現在の計画です。これを見直していきます。

5

6

## 景観形成の方針



図は現在の計画です。これを見直していきます。

6

## 新港地域について



7